

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 17 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁救急企画室長

### 救急業務に使用する資器材管理の徹底について

各消防本部における救急隊員については、その職務の適正な遂行のため、救急自動車等に備える資器材の管理について努められていることと思います。

しかしながら、今般、救急救命士が傷病者に対して行う静脈路確保用の留置針を、無資格者が無断で持ち出し、同僚に使用するという事案が発生しました。

貴職におかれましては、下記に留意の上、適正な救急業務の遂行が図られるよう徹底し、都道府県にあつては貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知徹底されるようお願いいたします。

### 記

- 1 関係法令等を遵守して、適正な救急業務を遂行すること。
- 2 救急業務に使用する資器材について、適正な管理を徹底すること。

#### 【問合せ先】

消防庁救急企画室 救急推進係  
三島、石井、市川

電 話：03-5253-7529

E-mail：[kyukyusuishin@soumu.go.jp](mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp)